

## 西宮協立ケアプランセンター 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会医療法人甲友会（以下「事業者」という）が開設する、西宮協立ケアプランセンター（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第2条

- (1) 当事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスを総合的かつ効率的に提供できるよう配慮する。
- (2) 当事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、又は特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：西宮協立ケアプランセンター
- (2) 所在地：西宮市今津山中町6-32

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名  
管理者は、利用の申し込みに係る調整、職員の管理、事務の実施状況の把握、適正なサービス提供を行うための指示命令など業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員：常勤1名以上（内1名は管理者と兼務）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務職員：員数は、事業の実状に応じた適切な員数とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (3) 連絡体制：電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた居宅介護サービス計画（以下「計画」という）を作成する。
- (4) 指定介護サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(虐待の防止について)

第7条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する。
- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 職員に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを啓発・普及するため研修を実施する。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- (6) 虐待防止ならびに身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備する。
- (7) 利用者の人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを協議する事業所内の委員会を設置する。

(指定居宅介護支援の利用料)

第8条 利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者に利用料を請求しない。

(その他の費用の額)

第9条 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点からかかった実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

西宮市（山口・塩瀬地区を除く）

(事故発生時の対応)

第11条

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第12条

- (1) 事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (2) 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- (3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は 平成 12年 3月 1日から施行する。

平成 15年 3月 10日 改訂

平成 16年 7月 1日 改訂

平成 26年	7月	21日	改訂
平成 31年	1月	1日	改訂
平成 31年	3月	1日	改訂
令和 2年	2月	1日	改訂
令和 3年	4月	1日	改訂
令和 6年	6月	1日	改訂